第１　興　行　場

興行場数施設の種類・許可件数別年次推移

区分 / 年次	常設の興行場数（年末現在）				営業許可件数（年中）	
	小計	映画館	スポーツ施設	その他	常設の興行場	仮設の興行場
昭和45年	5,910	4,480	283	1,147	358	968
50	4,589	2,996	301	1,292	361	867
55	4,505	2,696	314	1,495	266	742
60	4,532	2,451	312	1,769	298	664
61	4,569	2,437	317	1,815	237	643
62	4,532	2,369	312	1,851	215	661
63	4,536	2,310	318	1,908	224	586
平成元年	4,506	2,220	324	1,962	270	576
2	4,478	2,128	327	2,023	232	605
3	4,452	2,057	331	2,064	216	513
4	4,488	2,015	345	2,128	222	442
5	4,587	2,010	350	2,227	262	492
6	4,686	1,993	352	2,341	285	485
7	4,763	1,950	363	2,450	238	405
8	4,873	1,943	368	2,562	256	449
９年度	4,935	1,908	370	2,657	241	336
10年度	5,024	1,938	383	2,703	301	309
11年度	5,092	1,984	379	2,729	208	292
12年度	5,179	2,024	396	2,759	280	286
13年度	5,160	1,976	405	2,779	214	278
14年度	5,113	1,920	404	2,789	204	222
15年度	5,032	1,822	401	2,809	194	256
16年度	5,063	1,860	397	2,806	237	245
17年度	5,034	1,839	387	2,808	237	240
18年度	5,001	1,815	384	2,802	229	259
19年度	4,987	1,761	392	2,834	189	218
20年度	4,959	1,750	401	2,808	194	205
21年度	4,921	1,702	394	2,825	145	208
22年度*	4,849	1,654	373	2,822	155	206
23年度	4,855	1,602	382	2,871	125	206
24年度	4,806	1,539	373	2,894	131	208
25年度	4,782	1,524	364	2,894	129	251
26年度	4,745	1,496	360	2,889	115	258
27年度	4,785	1,490	355	2,940	159	242
28年度	4,747	1,448	356	2,943	142	255
29年度	4,760	1,475	357	2,928	128	279

注：１　平成８年までは各年12月末現在，平成９年度以降は翌年３月末現在の数字である。よって平成９年度以降については「年中」は「年度中」に「年末現在」は「年度末現在」に読み替えること。

２　平成22年度は，東日本大震災の影響により，宮城県のうち仙台市以外の市町村，福島県の相双保健福祉事務所管轄内の市町村が含まれていない。

資料：厚生労働省政策統括官付参事官付行政報告統計室「衛生行政報告例」

1　施設数

平成30年３月末現在の興行場数は4,760施設で，前年度比0.3％の増加であった。うち，映画館は1,475で前年より27館増加している。

2「生活衛生関係営業経営実態調査」（厚生労働省）の結果より

平成28年に287施設を対象に実施した経営実態調査の結果概要は以下のとおりである。

① 映画館の経営主体は株式会社が多く，96.5％となっている。専業は65.5％となっている。

② 経営者の年齢は60代が29.6％で，「後継者がいる」と回答しているのは，31.0％となっている。

③ １施設当たりの平均従業者数は「男」が17.8人で，「女」が23.7人となっている。

④ １施設当たりの土地の平均面積は2,015.0㎡，建物の床平均面積は3094.6㎡，平均スクリーン数は6.8スクリーン，平均客席数は1261.5席，観覧席の平均面積は1,194.2㎡となっている。

⑤ パソコンの導入は90.9％で，うち，「帳簿等の経営収支の計算に利用している」という回答が77.0％となっている。

⑥ 経営上の問題点は，「人件費の上昇」が49.8％と最も多く，次いで「人手不足・求人難」44.9％，「施設・設備の老朽化」35.2％となっている。

⑦ ごみ減量化・リサイクル実施状況は，「実施している」が84.0％で，取組の種類は「ごみの分別をしている」が95.4％となっている。

⑧ サービスの実施状況は，「割引券や特定日等の価格サービスをしている」が80.1％，次いで「ポイントカード等のサービスをしている」が76.0％となっている。

⑨ 地域との共生の状況は，「商工会議所・商工会又は商店街組合に参加している」26.1％，「祭りやイベント等商店街の共同事業に参加している」23.3％，「子育て支援、福祉サービスに協力している」9.1％となっている。

3　経営の動向等

① 昭和33年に最盛期を迎えていた映画産業だが，テレビの普及、その後に続くレンタルビデオの普及やシネコンの進出で特に単独館の閉館が相次ぎ，映画館数は減少を続けている。また作品のデジタル化の進歩により，映画館は次々と４DXやアイマックス等の新たな設備の導入が必要となっているが，単独館などでは対応が厳しい現状が続いている。

② 映画館として生き残るために，利用者が望む映画を快適な環境で鑑賞できるような魅力的な施設作りを進めると共に，飲食等の充実や，映画鑑賞後の交流会など付随的なサービスの提供も，改善に努めなくてはならない。

③ 映画館をより多く活用して貰う為の取組として，顧客層に応じた対応が必要であり，サービス料金での提供や，時間帯に応じた作品の上映など，それぞれのこだわりを持って上映作品を選定していく必要がある。また映画上映だけに限らず，歌舞伎・コンサート・演劇・スポーツ等を大画面のスクリーンに写し提供する方法もあげられる。最近では映画館としての利用だけに限らず，講演・結婚式など多様な目的で有効に活用している映画館もあり，映画館の役割を広くアピールし，若年組の新規顧客の開拓やリピーターの獲得にも繋げていく事が必要となっている。

第２　旅　　館

ホテル，旅館　施設数，客室数年次推移

区分 / 年次	ホテル営業			旅館営業			簡易宿所	下宿営業
	施設数	客室数	1施設当たり客室数	施設数	客室数	1施設当たり客室数		
昭和45年	454	40,652	89.5	77,439	763,091	9.9	19,597	2,453
50	1,149	109,998	95.7	82,456	902,882	11.9	25,733	2,758
55	2,039	178,074	87.3	83,226	964,063	12.6	28,530	3,019
60	3,332	267,397	80.3	80,996	1,022,005	12.6	28,417	2,934
62	4,180	324,863	77.7	78,727	1,027,536	13.1	27,650	2,800
63	4,563	342,695	75.1	78,129	1,026,107	13.1	27,405	2,821
平成元年	4,970	369,011	74.2	77,269	1,024,287	13.3	27,104	2,728
2	5,374	397,346	73.9	75,952	1,014,765	13.4	26,818	2,566
3	5,837	422,211	72.3	74,889	1,015,959	13.6	26,455	2,399
4	6,231	452,625	72.6	73,899	1,018,221	13.8	26,256	2,280
5	6,633	485,658	73.2	73,033	1,010,072	13.8	26,143	2,223
6	6,923	515,207	74.4	72,325	1,004,790	13.9	26,094	2,183
7	7,174	537,401	74.9	71,556	1,002,652	14.0	25,872	2,139
8	7,412	556,748	75.1	70,393	1,002,024	14.2	25,571	2,097
９年度	7,769	582,564	75.0	68,982	982,228	14.2	25,324	1,971
10年度	7,944	595,839	75.0	67,891	974,036	14.3	25,150	1,869
11年度	8,110	612,581	75.5	66,766	967,645	14.5	24,778	1,840
12年度	8,220	622,175	75.7	64,831	949,956	14.7	24,354	1,771
13年度	8,363	637,850	76.3	63,388	934,377	14.7	23,883	1,633
14年度	8,518	649,225	76.2	61,583	915,464	14.9	23,268	1,539
15年度	8,686	664,460	76.5	59,754	898,407	15.0	22,931	1,373
16年度	8,811	681,025	77.3	58,003	870,851	15.0	22,475	1,054
17年度	8,990	698,378	77.7	55,567	850,071	15.3	22,396	974
18年度	9,180	721,903	78.6	54,107	843,197	15.6	22,590	941
19年度	9,442	766,297	81.2	52,295	822,568	15.7	22,900	929
20年度	9,603	780,505	81.3	50,846	807,697	15.9	23,050	912
21年度	9,688	798,070	82.4	48,966	791,893	16.2	23,429	869
22年度*	9,710	803,248	82.7	46,906	764,316	16.3	23,719	752
23年度	9,863	814,355	82.6	46,196	761,448	16.5	24,506	839
24年度	9,796	814,984	83.2	44,744	740,977	16.6	25,071	801
25年度	9,809	827,211	84.3	43,363	735,271	17.0	25,560	787
26年度	9,879	834,588	84.5	41,899	710,019	16.9	26,349	771
27年度	9,967	846,332	84.9	40,661	701,656	17.3	27,169	722
28年度	10,101	869,810	86.1	39,489	691,962	17.5	29,559	693
29年度	10,402	907,500	87.2	38,622	688,342	17.8	32,451	675

注：１　平成８年までは各年12月末現在，平成９年度以降は翌年３月末現在の数字である。

２　平成22年度は，東日本大震災の影響により，宮城県のうち仙台市以外の市町村，福島県の相双保健福祉事務所管轄内の市町村が含まれていない。

資料：厚生労働省政策統括官付参事官付行政報告統計室「衛生行政報告例」

1　施設数

平成30年３月末現在の旅館業の営業許可施設数は82,150施設であり，前年度より2,308施設の増加となっている。

うち，ホテル営業施設数は10,402施設，旅館営業施設数は38,622施設，簡易宿所数は32,451施設，下宿営業施設数は675施設となっている。

2　「生活衛生関係営業経営実態調査」（厚生労働省）の結果より

平成28年に436施設を対象に実施した経営実態調査の結果概要は以下のとおりである。

① 旅館業のうち旅館は25.7％が「個人経営」，70.5％が「株式会社」となっているが，ホテルは「株式会社」が88.7％，簡易宿所は「個人経営」が58.6％となっている。

② 経営者の年齢はいずれも50歳以上が８割以上となっており，「後継者がいる」と回答している施設は旅館業全体で58.9％となっている。

③ １施設当たりの平均従業者数は「男」11.4人で，「女」が15.4人となっている。

④ １施設当たりの土地の平均面積は8,874㎡，建物の床平均面積は3,275.6㎡，平均客室数は28.0室，平均収容定員数は108人となっている。

⑤ パソコンの導入は84.4％で，うち，「ホームページの作成」という回答が85.1％となっている。

⑥ 経営上の問題点は，「施設・設備の老朽化」が64.9％と最も多く，次いで「客数の減少」50.7％，「人手不足・求人難」43.8％となっている。

⑦ サービス等は「高齢者・子供用等メニューの工夫」33.9％，「高齢者・子供用等宿泊プランの工夫」27.3％，「割引券・特定日等の価格サービスをしている」21.3％となっている。

⑧ 地域との共生の状況は，「商工会議所・商工会又は商店街組合に参加している」76.8％，「祭りやイベント等商店街の共同事業に参加している」58.0％，「地域の観光等の情報を発信している」53.7％となっている。

3　経営の動向等

① 温泉・名所旧跡など観光資源とその有効な活用が旅館の競争力を決定する大きな要素になりつつある。自社の立地している観光資源の取り組みによって，その地域・施設ならではの付加価値・満足度の向上を図るなど，観光資源の活用によって差別化を図り，競争力高めることが必要である。地域が一体となって観光資源を活用し，それにあわせた設備・サービスによって，その地域を訪れる観光客のニーズを充足できるかが重要である。

② 旅館業は，建物の償却に長期間を要する産業であるが，この間に自社がターゲットとする消費者のニーズと設備に差異が生じる可能性がある。将来のニーズを的確に予想することはほとんど不可能なことであるが，老朽化に対応するだけでなく，変化していくニーズを積極的に取り込むための設備投資が不可欠である。

③ 旅館業における宿泊客の主流は，家族等を主体とする少人数グループになりつつある。そのため，観光ホテル・旅館の1部屋当たりの宿泊人数が減少しており，客室稼働率は低下し，収益の圧迫要因となっている。また，訪日外国人旅行者向けの「インバウンド事業」が盛況であるが，集客アップのためには，多様なニーズに対応できるサービスメニューの充実と顧客データの管理活用，情報発信やITの活用が求められる。

第３　公衆浴場

公衆浴場数年次推移

区分／年次	公衆浴場（年末現在） 総数	公営 計	公営 普通	公営 その他	私営 計	私営 普通	私営 個室付	私営 ヘルスセンター	私営 サウナ風呂	私営 スポーツ施設	私営 その他	営業許可件数（年中）
昭和45年	25,414	878	…	…	24,536	…	788	＊ 408	…	…	*2,098	1,644
50	25,613	1,602	…	…	24,011	…	1,230	＊ 978	…	…	*4,244	1,470
55	25,320	2,419	524	1,895	22,901	15,172	1,620	593	2,378	…	3,138	1,439
60	24,864	3,169	531	2,638	21,695	13,256	1,695	783	2,620	…	3,341	1,633
62	24,692	3,287	488	2,799	21,405	12,527	1,568	940	2,738	…	3,632	1,233
63	24,674	3,337	503	2,834	21,337	12,122	1,513	1,019	2,839	…	3,844	1,194
平成元年	24,755	3,470	504	2,966	21,285	11,724	1,478	1,061	2,934	…	4,088	1,232
2	24,750	3,612	520	3,092	21,138	11,205	1,428	1,165	2,927	…	4,413	1,288
3	24,952	3,822	511	3,311	21,130	10,723	1,408	1,246	2,942	…	4,811	1,446
4	25,057	3,989	520	3,469	21,068	10,263	1,379	1,259	2,929	…	5,238	1,319
5	25,307	4,218	524	3,694	21,089	9,864	1,363	1,360	2,988	…	5,514	1,242
6	25,540	4,409	526	3,883	21,131	9,586	1,356	1,480	2,947	…	5,762	1,378
7	25,790	4,619	524	4,095	21,171	9,217	1,360	1,561	2,921	…	6,112	1,239
8	26,009	4,844	576	4,268	21,165	8,885	1,341	1,653	2,920	…	6,366	1,481
9年度	26,377	5,039	574	4,465	21,338	8,446	1,330	1,746	2,742	…	7,074	1,338
10年度	26,774	5,141	597	4,544	21,603	8,193	1,328	1,911	2,671	…	7,500	1,347
11年度	26,870	5,239	552	4,687	21,631	7,870	1,320	2,010	2,583	…	7,848	1,176
12年度	26,732	5,331	547	4,784	21,401	7,570	1,329	2,041	2,433	…	8,028	1,185
13年度	26,827	5,386	528	4,858	21,441	7,323	1,343	2,086	2,362	…	8,327	1,200
14年度	26,706	5,323	511	4,812	21,383	7,005	1,343	2,167	2,181	…	8,687	1,313
15年度	26,831	5,234	507	4,727	21,597	6,817	1,346	2,291	2,140	…	9,003	1,356
16年度	27,074	5,191	501	4,690	21,883	6,629	1,343	2,287	2,169	…	9,455	1,566
17年度	27,674	5,083	451	4,632	22,591	6,202	1,364	2,396	2,070	2,650	7,909	2,060
18年度	28,753	4,981	419	4,562	23,772	5,907	1,340	2,359	2,299	2,958	8,909	2,679
19年度	28,792	4,868	408	4,460	23,924	5,601	1,367	2,331	2,334	3,090	9,201	1,693
20年度	28,523	4,762	396	4,366	23,761	5,326	1,406	2,340	2,276	3,241	9,172	1,265
21年度	28,154	4,590	400	4,190	23,564	5,094	1,358	2,355	2,082	3,238	9,437	1,135
22年度*	27,653	4,478	405	4,073	23,175	5,044	1,364	2,346	1,975	3,251	9,195	1,012
23年度	27,557	4,525	401	4,124	23,032	4,788	1,394	2,220	1,883	3,255	9,492	952
24年度	27,074	4,427	390	4,037	22,647	4,414	1,370	2,337	1,820	3,271	9,435	862
25年度	26,580	4,386	370	4,016	22,194	4,172	1,384	2,113	1,686	3,337	9,502	865
26年度	26,221	4,312	354	3,958	21,909	3,939	1,382	2,135	1,620	3,313	9,520	809
27年度	25,703	4,237	338	3,899	21,466	3,740	1,419	2,192	1,560	3,374	9,181	760
28年度	25,331	4,154	338	3,816	21,177	3,562	1,432	2,006	1,482	3,417	9,278	716
29年度	25,121	4,093	332	3,761	21,028	3,397	1,447	1,961	1,459	3,444	9,320	710

注：１　平成８年までは各年12月末現在，平成９年度以降は翌年３月末現在の数字である。よって平成９年度以降においては「年中」は「年度中」に「年末現在」は「年度末現在」に読み替えること。
　　２　普通浴場及びサウナ風呂は昭和52年，スポーツ施設は平成17年度より分類項目を設定した。
　　３　＊昭和51年以前の私営の「ヘルスセンター」及び「その他」の浴場には，公営の営業施設も含まれている。
　　４　平成22年度は、東日本大震災の影響により、宮城県のうち仙台市以外の市町村、福島県の相双保健福祉事務所管轄内の市町村が含まれていない。

資料：厚生労働省政策統括官付参事官付行政報告統計室「衛生行政報告例」

1　施設数

平成30年３月末日現在の公衆浴場の営業許可施設数は25,121施設である。そのうち，公営と私営の普通浴場を合計したいわゆる一般公衆浴場は3,729施設となり変わらず減少している。昭和50年当時では浴場業の74.8％を一般公衆浴場が占めていたが，平成29年度は14.8％となっている。

2　「生活衛生関係営業経営実態調査」（厚生労働省）の結果より

平成24年に一般公衆浴場252施設を対象に実施した経営実態調査の結果概要は以下のとおりである。

① 一般公衆浴場は，「個人経営」が53.2％と最も多く，次いで「有限会社」が27.8％，「株式会社」が15.5％となっている。

② 創業年は「50～59年」が24.6％，次いで「80年以上」が15.1％，「40～49年」が14.3％となっている。

③ 経営者の年齢は「70歳以上」が43.7％で最も高く，「後継者がいる」と回答している事業者は44.4％となっている。

④ 従業者の規模は「２人」が23.4％と最も多く，従業者が10人未満の施設が８割以上を占めている。１施設あたり平均従業者数は8.4人でこのうち臨時雇用者は5.0人となっているが、個人経営においては、１施設あたり平均従業者数は3.2人でこのうち臨時雇用者は1.0人となっている。臨時雇用者を経営主体別にみると「株式会社」の21.8人が多くなっている。

⑤ １日平均利用者数は，160.9人となっており，経営主体別にみると「株式会社」の330.1人が多くなっている。

⑥ 浴室面積は「50～100㎡未満」が31.0％，浴槽数は「４個以上」が22.6％と最も多くなっている。

⑦ 健康入浴推進事業を行っている浴場は18.3％，今後行う予定がある浴場は2.8％となっている。高齢者等に配慮した設備がある浴場は60.7％で，設備内容については「浴室に手すりの設置」が75.8％，「階段やトイレに手すりの設置」が46.4％となっている。

⑧ 経営上の問題点は，「客数の減少」が77.4％と最も多く，次いで「燃料費の上昇」が63.5％となっている。

⑨ 経営者が今後の方針として考えているのは，「接客サービスの充実」が24.6％，「施設・設備の改装」が23.4％となっている。

3　経営の動向等

① 自家風呂の普及に伴う入浴者数の減少等による経営の悪化や後継者難による廃業，その有利な立地を利用した他の事業への転換などにより，公衆浴場は年々減っており，浴室を有しない世帯の入浴の機会を確保することが課題となっている（総務省「平成20年住宅・土地統計調査」によると，住宅の浴室保有率は95.5％）。

② 一般公衆浴場に行くことが一般的ではなくなったが，かつてのコミュニケーションの場として地域支援の拠点として活用する例が各地で見られる。また，訪日外国人旅行者の増加に伴い，日本独自の入浴文化に魅力を感じ，外国人利用者も除々に増えてきている。

③ 駐車場等を有すレジャー型の大型の浴場が郊外に出現し，入浴を楽しむ傾向は依然健在であるが，経営者の高齢化，後継者がいないなど事業継承が困難になっている。

４　公衆浴場に対する助成状況一覧（平成30年度予算ベース）

①　都道府県　　（単位：千円）

都道府県名	融資制度（貸付金計画総額）	補助金等制度①			その他の助成制度　②	計（①＋②）
		利子補給金	施設・設備費補助金	その他補助金		
北海道	50,000	－	9,395	8,365	4,730	22,490
青　森	－	－	3,600	－	－	3,600
岩　手	－	－	1,600	－	－	1,600
宮　城	－	－	380	1,689	－	2,069
秋　田	－	－	－	－	－	－
山　形	－	－	－	－	－	－
福　島	－	－	372	－	－	372
茨　城	－	－	－	－	－	－
栃　木	－	－	1,200	300	－	1,500
群　馬	－	－	1,600	－	－	1,600
埼　玉	－	－	6,400	－	－	6,400
千　葉	－	－	－	7,000	－	7,000
東　京	－	31,352	409,000	62,479	141,628	644,459
神奈川	－	73	38,997	－	－	39,070
新　潟	－	－	1,124	935	－	2,059
富　山	－	－	17,000	－	－	17,000
石　川	－	445	2,800	－	－	3,245
福　井	－	－	3,000	－	－	3,000
山　梨	－	－	1,998	400	－	2,398
長　野	－	－	4,516	－	－	4,516
岐　阜	－	－	5,756	1,105	－	6,861
静　岡	－	－	418	－	－	418
愛　知	－	－	17,000	260	－	17,260
三　重	－	－	－	－	－	－
滋　賀	－	－	200	2,700	－	2,900
京　都	－	－	5,000	－	－	5,000
大　阪	－	10,000	－	－	－	10,000
兵　庫	－	21	－	－	－	21
奈　良	－	－	3,130	384	－	3,514
和歌山	－	－	1,050	－	－	1,050
鳥　取	－	－	500	1,750	－	2,250
島　根	－	－	－	－	－	－
岡　山	－	－	1,184	1,800	－	2,984
広　島	－	1,058	3,020	－	－	4,078
山　口	－	－	1,152	414	－	1,566
徳　島	－	－	1,780	631	－	2,411
香　川	－	－	543	－	－	543
愛　媛	－	－	－	－	－	－
高　知	－	－	881	－	－	881
福　岡	－	－	4,650	12,400	－	17,050
佐　賀	－	－	－	300	－	300
長　崎	－	115	1,650	－	－	1,765
熊　本	－	－	－	1,071	－	1,071
大　分	－	－	73	－	－	73
宮　崎	－	－	－	780	－	780
鹿児島	25,000	1,725	－	－	－	1,725
沖　縄	－	－	－	－	－	－
計	75,000	44,789	550,969	104,763	146,358	846,879

② 市区町村 （単位：千円）

都道府県名	市区町村数	対象浴場数	補助金等制度，融資制度		減免措置実施市区町村数			その他の助成制度実施市区町村数
			※市区町村数	補助金等制度予算額	上水道	下水道	固定資産税	
北海道	51	231	44	76,071	33	36	49	11
青森	25	204	6	2,653	6	7	24	1
岩手	13	16	9	3,560	11	13	12	−
宮城	4	8	4	3,123	4	3	4	−
秋田	5	6	3	535	−	−	2	−
山形	1	1	−	−	−	−	−	−
福島	7	9	7	746	5	6	6	3
茨城	1	2	−	−	−	−	1	−
栃木	7	9	5	736	4	7	6	−
群馬	8	25	8	3,333	3	4	5	4
埼玉	21	47	16	13,994,053	15	21	19	17
千葉	15	52	12	41,983	8	10	12	3
東京	43	558	41	3,662,023	43	43	42	39
神奈川	11	156	9	225,761	4	11	10	9
新潟	7	25	6	96,588	6	6	7	−
富山	15	65	3	143	7	11	13	11
石川	12	60	12	36,563	6	10	11	2
福井	8	19	8	2,688	1	7	8	3
山梨	4	12	3	1,087	2	1	3	−
長野	11	34	10	54,001	8	9	11	4
岐阜	8	21	8	15,472	2	4	8	4
静岡	8	11	6	418	4	6	8	2
愛知	14	100	8	125,392	7	7	11	7
三重	10	30	4	2,792	3	3	8	−
滋賀	6	15	6	8,790	2	3	4	−
京都	8	154	7	16,649	4	6	7	−
大阪	43	579	12	134,728	33	32	30	−
兵庫	17	116	10	16,161	15	17	14	9
奈良	12	19	5	302	8	11	10	4
和歌山	7	26	4	451	2	2	2	2
鳥取	3	9	3	5,128	−	−	1	−
島根	2	2	−	−	1	1	−	−
岡山	4	16	4	9,600	3	4	3	−
広島	14	54	11	18,725	6	8	11	−
山口	6	19	6	9,121	4	5	6	−
徳島	5	17	2	2,880	4	2	5	−
香川	7	20	7	20,214	5	5	6	4
愛媛	8	37	3	3,280	3	4	8	2
高知	3	9	3	3,436	2	1	4	−
福岡	6	40	4	9,861	3	3	5	4
佐賀	1	1	1	700	1	1	−	−
長崎	3	9	2	6,232	2	2	3	−
熊本	7	45	2	15,185	2	2	6	−
大分	5	6	5	3,068	1	2	3	−
宮崎	4	10	3	780	−	−	4	−
鹿児島	22	276	1	4,324	1	3	12	15
沖縄	1	1	−	−	1	1	−	−
計	503	3,181	333	18,639,336	285	340	424	160

（注）「補助金等制度及び融資制度」欄中「市区町村数」は，当該実施市区町村数であり，「補助金等制度予算額」は，公衆浴場に係る予算措置（補助金，融資）額を計上。

５　公衆浴場入浴料金統制額一覧表

（令和元年10月1日現在）

区分 / 都道府県	施行年月日	入浴料金（円）			
		大人	中人	小人	洗髪
北海道	令和元年10月 1日	450	140	70	0
青森	平成28年 3月 1日	450	150	60	0
岩手	平成27年 1月 1日	430	150	70	0
宮城	平成27年 4月 1日	440	140	80	0
秋田	平成31年 1月 1日	460	130	90	0
山形	平成 7年 4月 1日	300	120	80	0
福島	平成30年 4月 1日	450	150	90	0
茨城	平成10年 3月 1日	350	130	70	0
栃木	平成26年 7月15日	420	180	90	0
群馬	平成26年 9月 1日	400	180	80	0
埼玉	平成26年10月 1日	430	180	70	0
千葉	令和元年10月 1日	450	170	70	0
東京	令和元年10月 1日	470	180	80	0
神奈川	平成26年 9月 1日	470	200	100	0
新潟	平成26年 4月 1日	420	140	70	0
富山	令和元年10月20日	440	140	60	0
石川	平成26年 8月 1日	440	130	50	0
福井	平成26年11月20日	430	150	60	0
山梨	平成21年 2月 1日	400	170	70	0
長野	平成26年 3月 1日	400	150	70	0
岐阜	令和元年10月 1日	460	160	80	0
静岡	令和元年10月 1日	450	180	90	0
愛知	平成31年 4月 1日	420	150	70	0
三重	平成26年11月28日	400	150	70	0
滋賀	平成20年 9月 1日	430	150	100	0
京都	令和元年10月 1日	450	150	60	0
大阪	令和元年10月 1日	450	150	60	0
兵庫	令和元年10月 1日	450	160	60	0
奈良	令和元年10月 1日	440	160	80	0
和歌山	令和元年10月 1日	440	150	80	0
鳥取	平成26年 4月21日	400	150	80	0
島根	平成17年 9月 6日	350	130	70	0
岡山	令和元年10月 1日	430	160	70	0
広島	令和元年10月 1日	450	200	100	0
山口	平成27年 4月10日	420	150	80	0
香川	平成27年12月 1日	400	150	60	0
愛媛	平成26年 9月 1日	400	150	60	0
徳島	平成26年12月 1日	400	150	70	0
高知	平成26年12月 1日	400	150	60	0
福岡	令和元年10月 1日	450	180	70	0
長崎	平成19年 3月15日	350	150	80	0
佐賀	平成 8年 2月15日	280	130	80	50
大分	平成19年 1月12日	380	150	70	0
熊本	平成26年12月 1日	400	150	80	0
宮崎	平成20年 2月 1日	350	130	60	0
鹿児島	令和元年10月 1日	420	150	80	0
沖縄	平成18年 2月11日	370	170	100	0

（注）　大人（だいにん）……12歳以上の者，中人（ちゅうにん）……６歳以上，12歳未満の者，
小人（しょうにん）……６歳未満の者，洗髪（洗髪料）……12歳以上の者に限る

6 住宅総数に占める浴室保有住宅数の推移（都道府県別）

（単位：1,000戸）

都道府県	平成10年			平成15年			平成20年		
	住宅総数	浴室有り		住宅総数	浴室有り		住宅総数	浴室有り	
		住宅数	総数に占める割合		住宅数	総数に占める割合		住宅数	総数に占める割合
北海道	2,142	1,993	93.0%	2,255	2,131	94.5%	2,342	2,237	95.5%
青森	473	441	93.2	485	457	94.2	494	474	96.0
岩手	448	437	97.5	464	453	97.6	471	460	97.7
宮城	780	763	97.8	831	809	97.4	870	852	97.9
秋田	374	365	97.6	382	375	98.2	381	374	98.2
山形	364	359	98.6	373	367	98.4	383	376	98.2
福島	651	637	97.8	681	666	97.8	700	682	97.4
茨城	927	912	98.4	983	958	97.5	1,042	1,013	97.2
栃木	629	615	97.8	659	641	97.3	709	691	97.5
群馬	658	650	98.8	685	668	97.5	728	711	97.7
埼玉	2,310	2,226	96.4	2,532	2,434	96.1	2,688	2,594	96.5
千葉	2,004	1,940	96.8	2,186	2,105	96.3	2,344	2,238	95.5
東京	4,942	4,515	91.4	5,434	4,945	91.0	5,944	5,430	91.4
神奈川	3,020	2,889	95.7	3,327	3,181	95.6	3,614	3,389	93.8
新潟	762	749	98.3	789	776	98.4	810	791	97.7
富山	337	323	95.8	356	344	96.6	369	358	97.0
石川	390	371	95.1	404	389	96.3	421	409	97.1
福井	244	239	98.0	253	245	96.8	260	251	96.5
山梨	298	291	97.7	304	299	98.4	315	306	97.1
長野	714	694	97.2	735	716	97.4	758	739	97.5
岐阜	649	632	97.4	675	660	97.8	713	697	97.8
静岡	1,207	1,179	97.7	1,273	1,247	98.0	1,360	1,325	97.4
愛知	2,342	2,241	95.7	2,537	2,447	96.5	2,764	2,653	96.0
三重	595	578	97.1	629	610	97.0	682	650	95.3
滋賀	403	394	97.8	436	427	97.9	491	476	96.9
京都	964	896	92.9	1,034	960	92.8	1,087	1,015	93.4
大阪	3,290	2,957	89.9	3,490	3,188	91.3	3,684	3,401	92.3
兵庫	1,890	1,806	95.6	2,052	1,988	96.9	2,169	2,076	95.7
奈良	457	440	96.3	483	473	97.9	503	485	96.4
和歌山	365	347	95.1	375	360	96.0	382	369	96.6
鳥取	190	185	97.4	200	194	97.0	209	204	97.6
島根	248	245	98.8	250	246	98.4	250	246	98.4
岡山	653	644	98.6	695	674	97.0	735	718	97.7
広島	1,033	1,000	96.8	1,093	1,064	97.3	1,147	1,122	97.8
山口	558	544	97.5	570	558	97.9	584	573	98.1
徳島	275	267	97.1	288	280	97.2	297	290	97.6
香川	347	336	96.8	360	351	97.5	373	363	97.3
愛媛	542	522	96.3	557	541	97.1	574	554	96.5
高知	299	289	96.7	318	308	96.9	313	302	96.5
福岡	1,789	1,729	96.6	1,937	1,888	97.5	2,034	1,957	96.2
佐賀	274	270	98.5	274	270	98.5	286	282	98.6
長崎	518	505	97.5	527	517	98.1	539	528	98.0
熊本	616	603	97.9	644	626	97.2	664	649	97.7
大分	434	414	95.4	448	430	96.0	467	452	96.8
宮崎	422	415	98.3	435	429	98.6	444	435	98.0
鹿児島	685	668	97.5	700	682	97.4	719	701	97.5
沖縄	414	405	97.8	465	452	97.2	505	494	97.8
計	43,922	41,919	95.4	46,863	44,825	95.7	49,615	47,391	95.5

資料：総務省「住宅・土地統計調査」

第４　理 容 所

理容師免許交付・処分件数，理容所施設数・従業理容師数・施設の使用確認件数・閉鎖命令件数（年次別）

区分 / 年次	理容師（年中）			理　容　所			
	新規免許件数	処分件数 免許取消	処分件数 業務停止	施設数（年末現在）	従業理容師数（年末現在）	使用確認件数（年中）	閉鎖命令件数（年中）
昭和50	4,429	－	21	140,541	266,531	7,744	20
55	3,554	－	1	144,157	248,256	8,442	－
60	4,935	－	－	144,939	249,934	6,470	－
61	4,543	－	1	144,994	250,551	6,309	1
62	5,283	－	－	144,783	251,439	6,520	－
63	5,694	－	－	144,606	250,993	6,181	16
平成元年	5,536	－	－	144,522	251,298	6,184	－
2	5,103	－	2	144,214	252,241	5,458	－
3	5,067	－	－	143,524	250,892	5,135	－
4	4,727	－	－	143,045	251,522	5,456	－
5	4,467	－	－	142,619	250,858	5,688	4
6	4,122	－	－	142,715	252,705	5,837	4
7	4,392	－	－	142,544	252,187	6,152	6
8	4,456	1	－	142,718	252,330	5,595	－
9年度	5,183	－	－	142,809	252,081	4,459	2
10年度	4,711	－	－	142,786	251,859	4,723	－
11年度	6,092	－	－	141,321	250,987	5,170	－
12年度	4,347	－	－	140,911	250,716	4,503	－
13年度	3,812	－	－	140,599	250,764	4,267	－
14年度	3,388	－	－	140,374	252,124	4,161	－
15年度	3,287	－	－	140,130	251,981	4,496	－
16年度	2,948	－	－	139,548	250,767	4,086	－
17年度	2,755	－	－	138,855	250,407	3,910	－
18年度	2,590	－	－	137,292	248,494	3,790	－
19年度	2,508	－	－	136,768	246,861	3,535	－
20年度	1,991	－	－	135,615	244,667	3,353	－
21年度	1,844	…	…	134,552	243,644	3,041	－
22年度*	1,460	…	…	130,755	237,602	2,658	－
23年度	1,494	…	…	131,687	240,017	2,807	－
24年度	1,500	…	…	130,210	238,086	2,712	－
25年度	1,478	…	…	128,127	234,044	2,845	－
26年度	1,486	…	…	126,546	231,053	2,779	－
27年度	1,611	…	…	124,584	227,429	2,495	－
28年度	1,441	…	…	122,539	223,606	2,428	－
29年度	1,463	…	…	120,965	221,097	2,287	－

注：１　平成８年までは各年12月末現在，平成９年度以降は翌年３月末現在の数字である。よって平成９年度以降については「年中」は「年度中」に「年末現在」は「年度末現在」に読み替えること。

２　平成22年度は，東日本大震災の影響により，宮城県のうち仙台市以外の市町村，福島県の相双保健福祉事務所管轄内の市町村が含まれていない。

３　理容師の免許件数・処分件数については，平成10年度以降は理容師美容師試験研修センター調べ。処分件数については平成21年度より把握していない。

資料：厚生労働省政策統括官付参事官付行政報告統計室「衛生行政報告例」

1　理容師数

平成29年３月末日現在の従業理容師数は，22万1,097人で前年より2,509人減少している。

また，平成28年度中に新たに理容師免許を取得した者は1,463人であり，前年度より増加している。

2　理容所数

平成30年３月末日現在の理容所数は，12万965施設で前年度比1.3％の減少となっている。昭和61年をピークに減少傾向が続き，平成８・９年度と若干増加したものの，平成10年度以降再び減少している。

3　「生活衛生関係営業経営実態調査」（厚生労働省）の結果より

平成27年に751施設を対象に実施した経営実態調査の結果概要は以下のとおりである。

① 理容所は個人経営の施設が多く，93.1％となっている。また，店舗があるのは主に住宅地区と商業地区で，79.8％となっている。

② 経営者の年齢をみると，60歳代が31.1％と最も多く，次いで70歳以上が27.4％と，60歳以上の経営者が約6割を占めている。

③ 営業年数は50年以上が26.3％で最も多く，次いで40～49年が23.7％，30～39年が19.1％となっている。

④ １施設当たりの１日の平均客数は，平日が5.8人，休日が8.6人と休日の方が多くなっている。

⑤ 客１人当たり平均利用料金は3,545円で，提供サービスの平均単価は，総合調髪が3,512円，カットが2,568円，シェービングが1,952円などとなっている。

⑥ 経営上の問題点としては，「客数の減少」が84.0％，次いで「店舗・設備の老朽化」が32.7％，「水道・光熱費の上昇」が29.3％となっている（複数回答）。

⑦ 経営者が今後の方針として考えているのは，「接客サービスの充実」が43.1％，「価格の見直し」が22.6％，「廃業」が18.4％となっている（複数回答）。

4　経営の動向等

① 理容所数は昭和50年から平成12年度まで14万～14万５千施設を維持していたが，平成10年度には減少し始め，平成16年度に14万施設を下回った以降は減少率も大きい。個人経営がほとんどの理容業において経営者の高齢化が進む中，免許取得者数も減少しており，後継者問題も深刻な状況にある。

「生活衛生関係営業経営実態調査」で多くの経営者が問題点としてあげている「客数･客単価の減少」や「競合店の進出」という回答からも，若者のヘアスタイルの多様化による理容店離れや新たな低価格チェーン店の出現等で，厳しい経営環境が続いていることがわかる。

このような状況で，同調査で今後の経営方針を「特になし」，「廃業」と回答する経営者も多い。

② 一方、優れたカット技術を生かして，若者を対象とした「就活ヘア」やクールビスに合わせたヘアスタイルを提案したり，顔そりの技術で女性向けメニューとしてウェディング・シェービングを取り入れたり，カウンセリング～洗髪～毛髪・頭皮トリートメントの頭皮ケア・コースを導入するなど，理容室ならではのメニューをアピールすることで集客している店もある。

③ 理容業は固定客が非常に多い業界である。その高い固定客比率を維持しつつ，個人経営である利点を生かし，立地条件や周辺住民の顧客層に合わせたメニュー等で同業他店との差別化を図るなど，新たな顧客を呼び込む戦略を工夫することが重要である。

第５　美 容 所

美容師免許交付・処分件数，美容所施設数・従業美容師数・施設の使用確認件数・閉鎖命令件数(年次別)

区分 / 年次	美容師（年中）			美　容　所			
	新規免許件数	処分件数		施設数	従業美容師数	使用確認件数	閉鎖命令件数
		免許取消	業務停止	(年末現在)	(年末現在)	(年中)	(年中)
昭和50年	12,947	－	42	131,444	243,281	11,292	4
55	18,541	－	－	156,635	258,124	14,308	－
60	17,020	－	－	175,433	296,265	12,595	－
61	15,586	－	－	178,632	301,175	12,246	2
62	17,121	－	－	181,233	307,786	11,755	－
63	17,030	3	1	183,785	312,708	11,572	13
平成元年	17,077	－	－	185,452	314,175	10,537	－
2	15,305	－	－	186,506	316,406	9,508	6
3	14,923	－	－	187,277	314,704	8,584	1
4	13,405	－	－	188,582	317,526	8,863	－
5	12,737	－	－	189,975	320,996	9,341	3
6	12,861	－	－	192,111	324,566	9,719	－
7	13,026	－	－	193,918	327,596	10,179	4
8	13,652	－	－	196,512	329,995	10,221	－
9年度	17,051	－	－	198,889	333,153	9,007	1
10年度	16,451	－	－	201,379	334,932	10,045	－
11年度	27,894	－	－	200,682	345,115	11,382	－
12年度	24,320	－	－	202,434	355,081	10,348	－
13年度	27,612	－	－	205,204	368,057	10,229	－
14年度	27,177	－	－	208,311	383,214	10,563	－
15年度	27,248	－	－	210,795	394,478	10,762	－
16年度	29,304	－	－	213,313	404,674	10,427	－
17年度	29,452	－	－	215,719	416,707	10,589	－
18年度	26,893	－	－	217,769	431,685	10,116	－
19年度	26,533	－	－	219,573	435,275	10,013	－
20年度	23,795	－	－	221,394	443,944	9,748	－
21年度	22,531	…	…	223,645	453,371	9,779	－
22年度*	18,468	…	…	223,277	456,872	10,324	－
23年度	17,855	…	…	228,429	471,161	10,711	－
24年度	17,623	…	…	231,134	479,509	11,073	－
25年度	18,173	…	…	234,089	487,636	12,193	－
26年度	18,428	…	…	237,525	496,697	12,574	－
27年度	19,005	…	…	240,299	504,698	12,643	－
28年度	18,645	…	…	243,360	509,279	13,075	1
29年度	19,402			247,578	523,543	13,474	

注：１　平成８年までは各年12月末現在，平成９年度以降は翌年３月末現在の数字である。よって平成９年度以降については「年中」は「年度中」に「年末現在」は「年度末現在」に読み替えること。

２　平成22年度は，東日本大震災の影響により，宮城県のうち仙台市以外の市町村，福島県の相双保健福祉事務所管轄内の市町村が含まれていない。

３　美容師の免許件数・処分件数については，平成10年度以降は理容師美容師試験研修センター調べ。処分件数については平成21年度より把握していない。

資料：厚生労働省政策統括官付参事官付行政報告統計室「衛生行政報告例」

1　美容師数

平成30年３月末日現在の従業美容師数は，52万3,543人で前年より14,262人増加している。また，平成29年度中に新たに美容師免許を取得した者は19,402人であり，前年度より増加している。

2　美容所数

平成30年３月末日現在の美容所数は，24万7,578施設で前年比1.7％の増加となっている。

3「生活衛生関係営業経営実態調査」（厚生労働省）の結果より

平成27年に284施設を対象に実施した経営実態調査の結果概要は以下のとおりである。

① 美容所は個人経営の施設が多く，88.7％となっている。また，店舗があるのは主に住宅地区と商業地区で，85.9％となっている。

② 経営者の年齢をみると，60歳代が32.4％と最も多く，次いで50歳代が26.1％，40歳代が15.1％となっている。

③ 営業年数は10～19年が23.6％で最も多く，次いで20～29年が20.8％，30～39年が18.0％となっている。

④ １施設当たりの１日の平均客数は，平日が5.5人，休日が7.3人と休日の方が多くなっている。

⑤ 客１人当たり平均料金は5,681円で，１施設当たり利用料金はパーマが7,046円，カットが3,154円，セットブローが2,250円などとなっている。

⑥ 経営上の問題点としては，「客数の減少」が79.9％，「店舗・設備の老朽化」が35.2％，「客単価の減少」が26.8％となっている（複数回答）。

⑦ 経営者が今後の方針として考えているのは「接客サービスの充実」が46.1％，「価格の見直し」が21.1％，「店舗・設備の改装」が19.0％となっている（複数回答）。

4　経営の動向等

① 美容所は，パーマネント・ウェーブ，結髪，化粧等の美容サービスを提供する事業所として，施設数は増加傾向にあるが，「生活衛生関係営業経営実態調査」で経営者の多くが経営上の問題点を「客数の減少」と答えるなど，厳しい生存競争が行われていることがわかる。

② 一方、近年の高齢化の進展等により，疾病や身体の障害等の理由により美容所に来ることが出来ない人のために，介護老人施設など美容所以外の場所に美容師が出向いて行う出張美容に対する社会的ニーズが高まっている。

③ 専門サービスの提供者としては，外面上の美容技術だけではなく，精神的な満足感を利用者に提供していかねばならない。様々な利用客に対してどの様な「心の満足」を与えられるのかは，直接顧客に接している美容師一人ひとりの個性にかかっているが，経営の方針としてどの様なアピールが出来るかも大切な課題である。

また、提供メニューの多様化に伴い，さらなる技術の向上，薬品等の安全性や衛生上の危険防止などが重要となっており，利用者に対して安全で良質なサービスを提供することが大切である。

第６　クリーニング

クリーニング師免許交付・取消件数，クリーニング所施設数・従業クリーニング師数，使用確認件数・処分件数（年次別）

区分 / 年次	クリーニング師（年　中）		クリーニング所						
	免許件数	免許取消件数	施設数（年末）	指定洗濯物を取扱う施設数（再掲）	取次所数（再掲）	従業クリーニング師数（年末現在）	使用確認件数（年中）	処分件数(年中) 措置命令	処分件数(年中) 閉鎖・停止命令
昭和45年	2,370	－	79,183	1,661	23,595	79,969	7,809	4	1
50	1,858	－	96,984	2,909	38,304	92,894	9,284	48	3
55	1,228	－	116,968	1,611	58,811	78,321	11,120	－	－
57	1,081	1	126,513	1,547	68,972	77,217	12,158	2	－
58	910	－	130,431	1,425	73,407	76,520	11,305	－	4
59	1,036	－	134,838	1,609	78,113	75,346	11,012	－	－
60	1,077	－	139,342	1,599	83,284	75,555	11,096	－	－
61	1,167	－	144,779	1,626	88,944	74,732	11,715	1	－
62	1,338	－	150,242	1,752	94,938	75,777	12,524	4	－
63	1,338	－	155,499	1,865	100,078	76,157	11,518	3	－
平成元年	1,563	1	155,786	1,897	101,806	73,678	11,494	2	－
2	1,555	－	154,862	1,856	101,385	73,220	9,964	－	－
3	1,683	－	154,020	1,806	101,705	72,241	8,420	－	－
4	1,543	1	153,810	1,659	102,141	71,565	8,748	6	－
5	1,658	－	156,068	1,608	104,839	71,749	10,592	1	－
6	1,684	－	159,816	1,779	109,117	71,155	11,362	3	－
7	1,603	1	161,861	1,727	111,907	70,202	11,218	2	7
8	1,563	1	163,554	1,795	113,991	70,500	10,271	－	－
９年度	1,365	1	164,225	1,997	115,010	69,742	7,378	－	－
10年度	1,291	1	163,999	1,784	115,896	69,964	7,949	－	－
11年度	1,155	2	163,027	1,848	115,703	67,708	6,938	－	－
12年度	1,152	1	162,347	1,978	115,752	66,880	6,650	1	－
13年度	957	－	159,801	2,077	113,953	66,871	5,371	－	－
14年度	980	－	157,112	2,198	112,607	65,292	6,256	－	－
15年度	1,059	－	155,109	2,175	111,068	65,796	5,426	－	－
16年度	1,138	－	150,753	2,233	108,089	63,750	5,032	1	－
17年度	1,008	2	147,132	2,360	105,134	61,682	4,445	－	－
18年度	1,002	－	143,699	3,599	103,061	61,545	4,036	－	－
19年度	1,031	－	140,823	2,596	101,191	59,856	3,811	－	－
20年度	882	3	136,751	2,954	98,586	57,707	3,884	－	－
21年度	1,028	1	133,198	3,200	95,805	56,547	3,494	2	－
22年度*	1,122	－	126,925	3,390	90,825	54,845	3,349	－	－
23年度	1,034	4	123,845	3,548	87,386	53,871	2,978	－	－
24年度	955	1	116,380	3,322	83,274	51,112	2,785	－	－
25年度	1,089	2	111,778	3,292	79,773	49,662	2,685	－	－
26年度	990	－	106,712	3,407	76,341	47,230	2,736	－	－
27年度	1,097	3	104,180	3,448	72,888	45,593	2,872	－	－
28年度	1,049	1	97,776	3,511	69,929	43,560	2,348	－	－
29年度	1,139	8	94,102	3,495	67,110	42,762	1,888	－	－

注：１　平成８年までは各年12月末現在，平成９年度以降は翌年３月末現在の数字である。よって平成９年度以降については「年中」は「年度中」に「年末現在」は「年度末現在」に読み替えること。
　　２　平成22年度は，東日本大震災の影響により，宮城県のうち仙台市以外の市町村，福島県の相双保健福祉事務所管轄内の市町村が含まれていない。

資料：厚生労働省政策統括官付参事官付行政報告統計室「衛生行政報告例」

無店舗取次店				
営業者数	指定洗濯物取扱営業者数	従事クリーニング師数	処分件数(年中) 措置命令	処分件数(年中) 停止命令
…	…	…	…	…
…	…	…	…	…
…	…	…	…	…
…	…	…	…	…
…	…	…	…	…
…	…	…	…	…
…	…	…	…	…
…	…	…	…	…
…	…	…	…	…
…	…	…	…	…
…	…	…	…	…
…	…	…	…	…
…	…	…	…	…
…	…	…	…	…
…	…	…	…	…
…	…	…	…	…
…	…	…	…	…
…	…	…	…	…
…	…	…	…	…
…	…	…	…	…
…	…	…	…	…
…	…	…	…	…
…	…	…	…	…
…	…	…	…	…
…	…	…	…	…
…	…	…	…	…
…	…	…	…	…
263	6	38	−	−
290	7	34	−	−
367	22	37	−	−
346	24	35	−	−
386	26	35	−	−
770	277	71	−	−
1,692	840	70	−	−
1,808	864	78	−	−
1,789	904	75	−	−
1,801	909	84	−	−
1,869	890	91	−	−
1,933	916	94	−	−
1,939	943	81	−	−

１　施設数

平成30年３月末日現在の営業許可施設数は，94,102施設で前年より3,674施設減少している。

２　「生活衛生関係営業経営実態調査」（厚生労働省）の結果より

平成27年に一般クリーニング所279施設を対象に実施した経営実態調査の結果概要は以下のとおりである。

①　一般クリーニング所は個人経営の施設が多く，87.8％となっている。従業者４人以下の施設は％を占めている。

②　店舗や営業の形態をみると，一般クリーニング所は78.9％が単独店で，取次所の11.2％が兼業をしている。兼業している取次所のうち「コンビニエンスストア以外の物品販売業と兼業している」が30.3％となっている。

③　営業時間では一般クリーニング所の76.3％が１日10時間以上となっている。１施設当たりの営業時間を前回調査（平成22年）の結果と比べると，0.5時間，営業時間が短くなっている。

④　１施設当たり売上高は，13,429.4万円，売上総利益は，5,987.4万円，営業利益は，177.0万円となっている。

⑤　クリーニングトラブルの有無については，一般クリーニング所の15.1％が「あり」となっている。内容は「変退色」，「破損」，「紛失」，「伸縮」，「風合変化」，が多く，トラブルの解決方法として，一般クリーニング所では「クリーニング賠償基準による」が26.4％となっている。

⑥　一般クリーニング所の経営上の問題点としては，「客数の減少」，「原材料費の上昇」，「燃料費の上昇」を多くあげている。

⑦　一般クリーニング所の経営者が今後の方針として考えているのは，「廃業」，「接客サービスの充実」，「価格の見直し」となっている。

３　経営の動向等

①　クリーニング市場は大きく分けて，旅館･ホテル等のリネン類や事業所のユニフォーム類などの産業用クリーニングの「リネンサプライ」と，一般家庭の衣類等を扱う「家庭向けクリーニング」があるが，一世帯当たりの年間のクリーニング代は年々減少が続き、家庭向けクリーニングへの支出はピーク時に比べて大幅に落込んでいる。

家庭向けクリーニングの需要減少の要因は，家庭での洗濯の増加，衣類の低価格化，節約志向や衣替えの習慣の希薄化など様々であるが，大手企業の取次チェーン店の展開による競争激化，燃料・材料の高騰など，今後も市場は縮小傾向が続くとみられる。

②　一方，高齢者世帯，単身世帯や女性の社会進出等，需要増加の見通しはあり，クリーニング後の衣類の保管サービスや，持ち運べない大きな物，来店できない人や定期的に訪問してもらいたい人のための外交サービスや宅配サービスなど，「衣類の総合サービス業」として，客のニーズに合わせてサービスを提供することで新規顧客の開拓にもつなげることができる。

しかしながら，インターネットや宅配業者を利用し，クリーニング品や顧客と一切接することなく取次のみを行う業態が増加し，かつトラブルも急増している。

③　また，近年の新たな感染症等の発生状況を踏まえ，クリーニング業においても公衆衛生の見地から感染症対策の充実を図ることが重要であり，また，石油系溶剤等の残留による化学やけど防止のためのドライチェッカーの導入や，従業者の安全衛生の確保，水質汚濁，大気汚染，土壌汚染等の公害の発生の防止及び産業廃棄物の適正な処理のために公害防止関係法令等を十分理解し遵守するとともに，設備改善などの必要な措置を講じ，環境の保全に積極的に努めることが重要である。

ドライクリーニング溶剤の主な関係法令等

関係法令等	石油系溶剤	テトラクロロエチレン	ＣＦＣ－１１３	1,1,1－トリクロロエタン
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 ・官報公示整理番号 ・規制区分 ・トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは四塩化炭素又は化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第十一条に定める製品でトリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンが使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第二種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項 ・クリーニング営業者に係るテトラクロロエチレン又は化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第11条に定める洗浄剤でテトラクロロエチレンが使用されているものの環境汚染防止措置に関し公表する技術上の指針		2－114 第２種特定化学物質 該　　当 適　　用	2－95	2－55 「ドライクリーニングにおけるテトラクロロエチレン等の使用管理について」（平成元年７月10日衛指第114号厚生省生活衛生局長通知）において準用
〔モントリオール議定書〕特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律 ・規制対象物質 ・生産量及び消費量（＝生産量＋輸入量－輸出量）の規制スケジュール			該　　当 1996年１月以降生産及び輸入禁止	該　　当 1996年１月以降生産及び輸入禁止
環境基本法 ・水質汚濁に係る環境基準 ＊　人の健康の保護に関する環境基準 ＊　地下水の水質汚濁に係る環境基準 ・土壌の汚染に係る環境基準 ・大気汚染に係る環境基準		0.01mg／Ｌ以下 0.01mg／Ｌ以下 0.01mg／Ｌ検液以下 0.2mg／㎥以下		1mg／Ｌ以下 1mg／Ｌ以下 1mg／Ｌ検液以下
水質汚濁防止法 ・特定地下浸透水の浸透の制限 ・排水基準を定める省令（許容限度） ・特定施設の設置及び変更届 ・地下水の水質の浄化に係る措置命令 ・浄化基準		該　　当 0.1mg／Ｌ以下 該　　当 適　　用 0.01mg／Ｌ以下		該　　当 3mg／Ｌ以下 該　　当 適　　用 1mg／Ｌ以下
水道法 ・水質基準 ・水質基準に関する省令（水質基準）		適　　用 0.01mg／Ｌ以下	適　　用 フッ素0.8mg／Ｌ以下	

関係法令等	石油系溶剤	テトラクロロエチレン	ＣＦＣ－１１３	1,1,1－トリクロロエタン
・水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について ・水質管理目標設定項目（目標値）	適　　用 トルエン：0.4mg／Ｌ以下			適　　用 0.3mg／L以下
下水道法 ・特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準		0.1mg／Ｌ以下		3mg／Ｌ以下
大気汚染防止法 ・指定物質 ・指定物質排出施設 ・指定物質排出施設の指定物質抑制基準 ・揮発性有機化合物（ＶＯＣ）の排出抑制	該　　当	該　　当 該　　当 ※処理能力30kg／回以上のドライ機 ※密閉式のものを除く 既設：500mg／m^3以下 新設：300mg／m^3以下 該　　当	該　　当	該　　当
事業者による有害大気汚染物質の自主管理の促進について（平成８年10月４日立局第529号・基局第763号，平成８年10月18日環大規第205号） ・事業者による有害大気汚染物質の自主管理促進のための指針 ・有害大気汚染物質		適　　用 該　　当		
厚生省生活衛生局長通知「ドライクリーニングにおけるテトラクロロエチレン等の使用管理について」（平成元年７月10日衛指第114号）及び「ドライクリーニングにおけるテトラクロロエチレンの使用管理の徹底について」（平成５年４月９日衛指第74号） ・クリーニング所におけるドライ機からの排出溶剤蒸気の活性炭吸着回収装置の設置		ドライ機の処理能力の合計30kg以上は設置，30kg未満も必要に応じ計画的に設置する。（密閉内部脱臭方式のドライ機を除く）		ドライ機の処理能力の合計20kg以上は設置（密閉内部脱臭方式のドライ機を除く）
厚生省生活衛生局指導課長通知「石油系溶剤を用いたドライクリーニングにおける衣類への溶剤残留防止について」（平成３年７月１日衛指第110号），「石油系溶剤を用いたドライクリーニングにおける衣類への溶剤残留防止について」（平成10年11月４日衛指第119号）及び「石油系溶剤を用いたドライクリーニングにおける衣類への溶剤残留防止の徹底について」（平成11年５月11日衛指第47号）	洗濯物の十分な乾燥，乾燥しにくい素材は石油系溶剤残留判定器（ドライチェッカー）等で確認する。			

関係法令等	石油系溶剤	テトラクロロエチレン	ＣＦＣ－１１３	1,1,1－トリクロロエタン
労働安全衛生法				
・表示等 （名称等を表示すべき危険物及び有害物）	該　　当	該　　当		該　　当
・有機溶剤中毒予防規則（定義等）	第２種有機溶剤 第３種有機溶剤	第２種有機溶剤		第２種有機溶剤
・作業主任者 （作業責任者を選任すべき作業）	適　　用	適　　用		適　　用
・作業環境測定	適　　用	適　　用		適　　用
・健康診断	適　　用	適　　用		適　　用
・作業環境評価基準（管理濃度）	適　　用 （キシレン：50ppm, トルエン：20ppm）	適用（50ppm）		適用（200ppm）
・労働安全衛生法第２８条第３項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針		適　　用		適　　用
作業環境測定法				
・作業環境測定士による測定,評価,改善措置の実施	適　　用	適　　用		適　　用
廃棄物の処理及び清掃に関する法律				
・産業廃棄物			該　　当	
・特別管理産業廃棄物	該　　当	該　　当		該　　当
・特別管理産業廃棄物管理責任者の設置，帳簿の記載等	該　　当	該　　当		該　　当
・処理を委託できる者	特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者	特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者	産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者	特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者
・処理受託者に対する特別管理産業廃棄物管理票の交付	該　　当	該　　当		該　　当
・処理受託者に対する産業廃棄物マニフェストの交付（行政指導）	該　　当	該　　当	該　　当	該　　当
	（注）法律の一部改正により（特別）産業廃棄物管理票制度はすべての（特別）産業廃棄物に適用されることになった（施行は1997.6.18から６か月を超えない範囲の政令で定める日）。			
消防法				
・危険物の分類	第４類第２又は第３石油類			
建築基準法 ・用途地域等（制限）	準工業・工業・工業専用の各地域に建築可（ただし，危険物の規制に関する政令により指定数量の制限有り。）	第１種住居・第２種住居・準住居の各地域に建築可（ただし，用務に供する作業場等の床面積の合計が50㎡を超えるもの，原動機を使用する場合の出力の合計が0.75kwを超えるものを除く等の制限有り。） 近隣商業・商業の各地域に建築可（ただし，原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が150㎡を超えるものを除く。） 準工業・工業・工業専用地域に建築可（ただし，用務に供する作業場等の床面積の合計が10,000㎡を超えるものを除く等の制限有り。）		
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（ＰＲＴＲ法）				
・第一種指定化学物質	該　　当	該　　当	該　　当	該　　当
・第一種指定化学物質等取扱事業者	該　　当 （年間取扱量が１ｔ以上である事業所を有する事業者，かつ，常時使用する従業員数が21人以上の事業者）			

4　クリーニング業と環境問題

現在，ドライクリーニングの溶剤としては，ほとんどのクリーニング所で，石油系溶剤又はテトラクロロエチレンが使用されているが，一部では特定フロンであるＣＦＣ－113や,1,1,1－トリクロロエタンが使用されている。この他代替フロンであるＨＣＦＣ類等が使用されているが，その割合は極めて小さい（平成28年９月１日現在の割合は石油系溶剤90.0％，テトラクロロエチレン8.2％，ＣＦＣ－113 0.2％，1,1,1－トリクロロエタン0.1％，ＨＣＦＣ類0.4％，その他0.6％）。なお，特定フロン（ＣＦＣ－113及び1,1,1－トリクロロエタン）は，1996年１月以降，製造・輸入が禁止されている。

また，これらの溶剤は，健康被害及び環境汚染を引き起こす可能性もあるため，適切な管理を行わなければならず，別表に示したように環境保全等に関する多くの法律により規制がなされている。主なものの概要を以下に示す。

⑴　石油系溶剤

ア　皮膚障害の防止

最も使用頻度の高いドライクリーニング溶剤であるが，十分に乾燥せず溶剤が残留した衣類が消費者に渡った場合，その着用により接触性皮膚炎等の皮膚障害を起こすことがある。このため，石油系溶剤でドライクリーニングした場合は十分に乾燥し，残留しやすい材質の衣類についてはドライチェッカー（簡易濃度測定器）を使用し，乾燥していることを確認することが必要である。

イ　廃棄物処理法による規制

石油系溶剤を含む廃油（タールピッチ類を除く燃えやすい揮発油類，灯油類又は軽油類の廃油（引火点70℃未満）），これらの廃油を含む汚泥（廃油を５％以上含む場合）は，廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）上の特別管理産業廃棄物に該当するため，これらを排出する施設には同法において特別管理産業廃棄物管理責任者の設置，特別管理産業廃棄物処理業者への廃棄の委託等が規定されている。

特別管理産業廃棄物管理責任者の資格は，環境大臣が認定する講習を修了した者又はこれと同等以上の知識を有すると認められる者に与えられる。財団法人全国生活衛生営業指導センターの実施するクリーニング師の研修のうち，廃棄物の処理に関する科目を含む等の一定の要件を満たすものが，クリーニング所における特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を取得する講習として認定されたため，クリーニング師は，この講習を受講すれば，クリーニング所における特別管理産業廃棄物管理責任者の資格が与えられる（平成５年３月30日衛産第35号厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室長通知）。

⑵　テトラクロロエチレン

ア　化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に関する規制

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づき，第２種特定化学物質に指定され「クリーニング営業者に係るテトラクロロエチレン又は化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第11条に定める洗浄剤でテトラクロロエチレンが使用されているものの環境汚染防止措置に関し公表する技術上の指針（平成22年７月15日厚生労働省・経済産業省・環境省告示第15号）」が定められ，取扱う施設・場所，ドライクリーニング機械（排液処理装置，排気溶剤回収装置の設置を含む。），洗濯物の処理，使用済みの溶剤を含む汚染物の取扱い等について管理の基準が示されている。

イ　水質汚濁防止法による規制

水質汚濁防止法の有害物質に指定され，公共用水域への排水基準（0.1mg／ℓ以下，公共下水道及び流域下水道への排水基準にあっては下水道法により0.1mg／ℓ以下）が設定されている。また，水質汚濁防止法により，地下浸透の禁止等の規定が適用されるため，水分離器排液の排液処理装置による適正処理，ドライクリーニング機への受け皿の敷設などの措置が必要となる。

さらに平成８年の水質汚濁防止法の改正によって，テトラクロロエチレンの地下浸透による地下水汚染で健康被害が生じ又は生じるおそれがあると認められるとき（水質汚濁防止法施行規則で定める浄化基準0.01mg／ℓ以下）は，都道府県知事はクリーニング所の設置者に対して，地下水の水質浄化のための措置をとることを命ずることができることになった。

ウ　大気汚染防止法による規制

テトラクロロエチレンの大気汚染防止については，環境省は，環境基本法で人の健康を保護するうえで維持されることが望ましい指針として，大気汚染環境基準を年平均値0.2mg／㎥以下と定めるとともに，大気汚染防止法で処理能力30kg／回以上のドライクリーニング機を有するクリーニング所にあっては，活性炭吸着排気除去装置を設置する等により，クリーニング所の排出口濃度を300mg／㎥以下（平成９年４月１日にすでに設置しているものについては，500mg／㎥以下）に抑制しなければならないと規定した。

また，テトラクロロエチレンを使用するドライクリーニング機械を有するクリーニング所であってその処理能力の合計が30kg以上の事業所は活性炭吸着回収装置の設置を，また，30kg未満の事業所についても必要に応じその設置を行うよう，都道府県の生活衛生主管部局を通じて指導している（平成５年４月９日衛指第74号厚生省生活衛生局長通知「ドライクリーニングにおけるテトラクロロエチレンの使用管理の徹底について」）。

エ　廃棄物処理法による規制

テトラクロロエチレンを含む廃油，汚泥等（基準に適合しないものに限る。）は，廃棄物処理法の特別管理産業廃棄物に該当し，これらを排出する施設には特別管理産業廃棄物管理責任者の設置，特別管理産業廃棄物処理業者への廃棄の委託等が規定されている。

⑶　ＣＦＣ－113

ア　オゾン層保護法による規制

ＣＦＣ（クロロフルオロカーボン）－113は特定フロンの一つで，成層圏のオゾン層（地球上空20～50㎞）を破壊する原因物質である。そのため，1987年に採択された「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書（モントリオール議定書）」に基づいて，生産等の規制が開始され，1990年の第２回締約国会合において，特定フロン等の生産を2000年までに全廃することとされた。

その後，オゾン層の破壊が予想以上に進んでいるという科学的知見が得られたことから，1992年に開催された第４回締約国会合において，廃止スケジュールが前倒しされ1996年１月以降生産が全廃された。

わが国でも，「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（オゾン層保護法）」に基づき，モントリオール議定書に定められたスケジュールに沿って，1996年１月以降生産及び輸入の禁止のほか，その排出抑制及び使用合理化等の措置がとられている。

⑷　1,1,1－トリクロロエタン

ア　オゾン層保護法による規制

1,1,1－トリクロロエタンについても，特定フロンであるため，ＣＦＣ－113と同様に1996年までに全廃することが決定され，わが国でも同年１月以降，生産及び輸入が禁止されている。

イ　水質汚濁防止法による規制

平成６年２月水質汚濁防止法施行令等の改正により，有害物質に指定され，公共用水域への排水基準（３mg／ℓ以下，公共下水道及び流域下水道にあっては下水道法により３mg／ℓ以下）を遵守するために溶剤回収装置の設置が指導されている。また，地下浸透を防止するため，本溶剤を使用する際には，水分離器排液の排液処理装置による適正処理，ドライクリーニング機械への受け皿の敷設，などの措置を講じることが必要である。

また，水質汚濁防止法に基づく地下水の水質浄化措置命令の対象となる（水質汚濁防止法施行規則で定める浄化基準1mg／ℓ以下）。

ウ　廃棄物処理法による規制

1,1,1－トリクロロエタンを含む廃油，汚泥等（基準に適合しないものに限る。）は，廃棄物処理法の特別管理産業廃棄物に該当し，これらを排出する施設には特別管理産業廃棄物管理責任者の設置，特別管理産業廃棄物処理業者への廃棄の委託等が規制されている。

⑸　コインオペレーションクリーニング営業施設について

いわゆるコインランドリーで代表されるコインオペレーションクリーニング営業施設については，クリーニング業法の対象ではないが，多くの人が利用する施設であるため，衛生水準の維持を目的とした衛生措置等の要綱が定められている（昭和58年３月29日衛指第39号厚生省生活衛生局長通知「コインオペレーションクリーニング営業施設の衛生措置等指導要綱について」）。

また，コインオペレーションクリーニング営業施設のうち，石油系溶剤及びテトラクロロエチレン等の有機溶剤を用いて洗濯する機械を設置する施設については，衛生管理責任者，有機溶剤管理責任者の設置が必要であり（同指導要綱），さらにテトラクロロエチレンの使用施設については，水質汚濁防止法に基づく特定施設の設置の届け出，有機溶剤回収装置の設置，廃棄物の処理及び清掃に関する法律（施行令第２条の４）により特別管理産業廃棄物管理責任者の設置等の規制対象となっている（平成３年９月９日衛指第181号厚生省生活衛生局指導課長通知「テトラクロロエチレンを使用するコインオペレーションクリーニング営業施設に対する指導について」，平成７年２月24日衛指第41号厚生省生活衛生局指導課長通知「テトラクロロエチレン等を使用するコインオペレーションクリーニング営業施設に対する指導の徹底について」，平成７年12月27日衛指第281号厚生省生活衛生局指導課長通知「テトラクロロエチレン等を含む廃油等を生じるコインオペレーションクリーニング営業施設に対する指導の徹底について」，平成９年９月29日衛指第179号厚生省生活衛生局指導課長通知「コインオペレーションクリーニング営業施設の衛生実態に関する調査（平成８年度）の結果及び営業施設に対する衛生措置等の指導の徹底について」）。

クリーニング業を取り巻く環境の変遷

1988年	オゾン層保護法制定
1989年	クリーニング師研修，業務従事者講習開始
	テトラクロロエチレンが化審法の特定化学物質に指定
	消費税スタート（３％）
1991年	常用雇用者数30人以上の事業所数が初めて1000を超える
	コインランドリー増加
1992年	1985～2007年で1世帯当たりの年間洗濯代最高
1993年	取次所数が増加し始める
1995年	阪神淡路大震災，地下鉄サリン事件
1996年	クリーニング業法改正（地位の承継規定の新設）
1997年	大気汚染防止法によるテトラクロロエチレンの規制
	消費税５％に引き上げ
	クリーニング所総数が最高
1998年	取次所数が最高
1999年	相談件数が減少し，５位以下に
	マシーン・リングシステム発表
	クリーニング事故賠償基準改正
2000年	環衛法から名称改め生衛法改正，振興と老人福祉含まれる
2002年	コンビニでの取次
2003年	土壌汚染対策法施行
	重症急性呼吸器症候群（ＳＡＲＳ）蔓延脅威
2004年	クリーニング業法改正（消費者の保護，無店舗取次業規制）
	形態安定加工シャツ
2005年	経営者60歳台以上の割合が5割超
2006年	国民生活センター「クリーニングサービスのトラブル防止のために」発表
	道路交通法改正による駐車違反対策強化
2007年	石油高騰
2008年	宅配クリーニング
2009年	建築基準法に関する引火性溶剤問題
	消費者庁発足
	新型インフルエンザ（A／H1N1）
2010年	経営者60歳台以上の割合が7割超
2016年	新しい洗濯表示の開始

第7　飲食店

業種別事業所数及び従業者数

	事業所数			従業者数		
	平成24年	平成26年	平成28年	平成24年	平成26年	平成28年
飲食店	610,782	619,629	453,541	4,201,947	4,230,881	3,190,461
管理、補助的経済活動を行う事業所	241	2,126	2,524	2,351	31,113	27,630
食堂，レストラン	55,450	52,418	43,192	508,964	437,291	372,404
専門料理店	173,945	177,048	129,189	1,454,256	1,529,156	1,150,494
日本料理店	51,682	49,789	41,456	477,080	466,186	413,203
料亭	1,732	…	673	15,859	…	5,503
中華料理店	22,554	55,095	14,704	150,589	389,836	97,505
ラーメン	24,195	…	18,041	164,071	…	123,923
焼肉店	18,578	18,833	15,023	169,985	182,860	153,108
その他の専門料理店	18,116	53,331	33,626	143,538	490,274	307,486
そば・うどん店	31,869	31,101	25,347	218,162	216,988	175,139
すし店	25,536	24,069	20,135	241,342	250,822	232,443
酒場，ビヤホール	118,269	129,662	93,787	641,254	691,478	525,976
バー，キャバレー，ナイトクラブ	102,003	103,439	65,635	385,502	374,687	215,870
喫茶店	70,454	69,977	54,194	324,036	338,983	254,093
その他の飲食店	31,299	29,789	22,062	386,839	360,363	264,042
ハンバーガー店	5,386	5,972	4,611	195,481	193,295	139,656
お好み焼・焼きそば・たこ焼店	17,192	16,551	12,864	71,257	66,330	52,533
他に分類されないその他の飲食店	8,721	7,266	4,587	120,101	100,736	71,853
持ち帰り・配達飲食サービス業	45,416	53,652	46,001	490,785	565,485	435,557

資料：総務省「経済センサス（平成24・26年・28年）」参照

飲食店を選ぶ際の重視点（複数回答）

（単位：%）

総数	100.0
入店に時間がかからないこと	72.2
低価格であること	70.8
スタッフのみだしなみ・接客態度がよいこと・スタッフが明るいこと	69.7
メニューが豊富であること	67.5
料理が出てくるまでに時間がかからないこと	66.9
お店に長い時間いられる	63.9
禁煙・分煙を実施していること	60.0
サービス券・クーポン券・ポイント券が利用できること	52.2
客層	42.5
地元の農産物、肉、魚介類など、新鮮な食材を使用していること	41.4
料理のボリュームが多いこと	40.9
ドリンクが充実していること	39.0
予約ができること	37.3
有機野菜・低農薬野菜など、安全・安心な食材を使用していること	36.3
子供が利用しやすいお店であること	27.0
スイーツが充実していること	26.5
料理が低カロリーであること	22.2
朝早く、または夜遅くに営業していること	22.0
材料やアレルギーに関する情報が明示されていること	19.9

現在、最もお気に入りの飲食店（単一回答）

（単位：%）

総数	100.0
回転すし店	18.1
レストラン（専門料理店を除く）	10.0
そば・うどん店	9.7
中華料理店（中華そば店を含む）	7.6
酒場、ビヤホール（居酒屋など）	7.1
西洋料理店	5.9
食堂	5.8
日本料理店（すし店、回転ずしを を除く）	5.4
焼肉店	5.0
喫茶店	4.7
すし店（回転ずし店を除く）	3.3
ハンバーガー店	3.3
牛丼店	3.2
アジア・エスニック料理店	2.7
料理店（料亭、割烹店など）	2.2
カレー店	1.7
お好み焼き・焼きそば・たこ焼き店	1.3
バー・スナック	0.7
その他の飲食店	2.5

資料：日本政策金融公庫「外食に関する消費者意識と飲食店の経営実態調査」
調査時期：平成25年９月
調査対象：日本政策金融公庫（国民生活事業）の全国支店が融資した飲食店のうち、4,933企業
調査方法：郵送（無記名）によるアンケート調査
回収状況：1,173企業（回答率23.7%）

1　施設数と従業者数（「事業所・企業統計調査」（総務省），「経済センサス」（総務省）の結果より）

2　「生活衛生関係営業経営実態調査」（厚生労働省）の結果より

経営実態調査では，飲食店のうち一般飲食，中華料理店，そば・うどん店，すし店，喫茶店，料理店について，抽出調査を実施しているが，平成26年は中華料理店（366施設）が対象施設となった。結果概要は以下のとおりである。

① 経営主体別にみると「個人経営」が最も多く68.0％となっている。

② 経営者の年齢階級別にみると，「60～69歳」が30.6％と最も多く、次いで「50～59歳」が29.8％となっている。「後継者がいる」と回答している事業所は28.7％となっている。

③ 従業者の規模別にみると，「５～９人」が30.3％と最も多く，次いで「２人」が20.8％となっており，４人以下の施設がほぼ半数を占めている。１施設当たり平均従業者数は7.4人となっており，そのうち「臨時雇用者（嘱託・パート・アルバイト）」が4.0人と最も多くなっている。

④ 客１人当たりの平均食事単価は，1,269円となっている。

⑤ 経営上の問題点についは，「原材料費の上昇」が78.4％と最も高くなっており，次いで「水道・高熱費の上昇」と「客単価の減少」がそれぞれ57.9％，57.7％と多くなっている。

⑥ 経営者が今後の方針として考えていることは，「食事メニューの工夫」が56.8％，「接客サービスの充実」が34.7％で高くなっている。

3　経営の動向等

① 飲食業に関係したニュースが多く，平成13年９月のＢＳＥ（牛海綿状脳症）から始まって，食品安全について考えさせられるような事件が続いている。今まで，生産者や小売店，飲食店を無条件で信じて消費活動を行っていた消費者が立ち止まり，自分たちの口に入るものがどこで作られ，どのように運ばれて，何にどう加工されているかを気にしだした。

また，「食品安全基本法」，「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」いわゆる牛肉トレーサビリティ法などが制定され，食品の安全確保に向けたさまざまな取り組みが行われている。福祉，環境関係については，「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）」により，飲食店から出る食品廃棄物等については減量化と食品循環資源の再利用が義務づけられ，ごみの減量化，再利用等が求められる。

② 消費者は年齢，性別，家族構成を問わず外食を楽しむようになり，外食に求めるものも多様化してきており，「低価格であること」，「メニューが豊富であること」，「地元の農産物、肉、魚介類など、新鮮な食材を使用していること」，「有機野菜・低農薬野菜など、安全・安心な食材を使用していること」などで高くなっている。

③ サービス面では，従業員の接客態度の向上，店舗及びスタッフの衛生面の向上，利用時間に関することなどが求められている。

④ 現在、最もお気に入りの飲食店では「回転すし店」「レストラン（専門料理店を除く）」「そば・うどん店」などで高くなっている。

第８　食肉販売

食肉販売業の卸売・小売業，営業年数，立地条件，従業者の規模，地域ブロック別施設数の割合（平成27年）

		食肉販売業				食鳥肉販売業			
		総数	経営主体			総数	経営主体		
			個人経営	株式会社	有限会社		個人経営	株式会社	有限会社
総数		100.0	49.1	22.7	25.7	100.0	58.6	22.5	14.4
卸・小売	卸売業のみ	100.0	31.6	42.1	26.3	100.0	27.3	50.0	18.2
	小売業のみ	100.0	55.2	22.7	18.6	100.0	78.9	13.2	5.3
	卸売業と小売業の両方	100.0	46.2	21.2	30.5	100.0	56.9	17.6	19.6
	不詳	100.0	－	－	100.0	－	－	－	－
営業年数	１０年未満	100.0	56.3	34.4	3.1	100.0	60.0	40.0	－
	１０～１９年	100.0	23.5	47.1	17.6	100.0	66.7	－	33.3
	２０～２９年	100.0	37.0	30.4	32.6	100.0	60.0	－	20.0
	３０～３９年	100.0	57.1	18.6	22.9	100.0	76.9	15.4	3.8
	４０～４９年	100.0	61.5	12.5	26.0	100.0	57.1	21.4	17.9
	５０～５９年	100.0	50.0	21.9	28.1	100.0	50.0	27.8	22.2
	６０年以上	100.0	41.7	19.0	34.5	100.0	45.5	31.8	13.6
	不詳	100.0	50.0	50.0	－	100.0	－	100.0	－
立地条件	商業地区	100.0	46.7	19.5	29.7	100.0	52.5	27.5	15.0
	住宅地区	100.0	54.0	22.4	23.0	100.0	73.1	13.5	9.6
	工場・オフィス街	100.0	－	100.0	－	100.0	－	100.0	－
	複合施設	100.0	40.5	29.7	24.3	100.0	41.7	16.7	41.7
	その他	100.0	55.6	27.8	16.7	100.0	20.0	60.0	－
	不詳	－	－	－	－	100.0	－	100.0	－
従業者の規模	１人	100.0	93.3	－	3.3	100.0	87.5	－	12.5
	２人	100.0	73.6	7.5	17.9	100.0	88.5	3.8	7.7
	３人	100.0	63.0	2.7	30.1	100.0	90.9	－	9.1
	４人	100.0	48.6	10.8	35.1	100.0	43.8	12.5	25.0
	５～９人	100.0	29.6	36.7	30.6	100.0	60.9	26.1	8.7
	１０～１９人	100.0	11.4	56.8	29.5	100.0	23.1	46.2	30.8
	２０人以上	100.0	－	68.0	32.0	100.0	－	88.9	－
	不詳	100.0	40.0	33.3	26.7	100.0	20.0	4.0	40.0
地域ブロック	北海道・東北	100.0	45.5	12.7	36.4	100.0	75.0	8.3	16.7
	関東・甲信越	100.0	45.6	26.5	27.2	100.0	50.0	16.7	23.3
	東海・北陸	100.0	45.0	26.7	25.0	100.0	80.0	－	20.0
	近畿	100.0	67.2	20.3	12.5	100.0	62.5	33.3	4.2
	中国・四国	100.0	46.2	15.4	30.8	100.0	27.3	36.4	27.3
	九州	100.0	47.6	25.4	23.8	100.0	65.5	24.1	6.9

注：総数には経営主体不詳を含む。

資料：厚生労働省医薬・生活衛生局「生活衛生関係営業経営実態調査」

1　施設数

「衛生行政報告例」によれば，平成30年３月末日現在の営業許可施設数は14万4,484施設で，前年度比0.8%の増加となっている。

2　「生活衛生関係営業経営実態調査」（厚生労働省）の結果より

平成26年に539施設（食肉販売店428，食鳥肉販売店111）を対象に実施した経営実態調査の結果概要は以下のとおりである。

① 経営主体をみると，いずれも個人経営の施設が多く，食肉販売店では49.1%，食鳥肉販売店では58.6%である。

② 卸売・小売業別に全体の施設数の構成割合をみると，食肉販売業では，「卸売業と小売業の両方」が55.1%と最も高くなっている。

また，経営主体別にみると，「小売業のみ」では，「個人経営」が45.2%と最も高く，「卸売業のみ」では，「株式会社」が8.2%と最も高くなっている。

次に，食鳥肉販売業では，「小売業のみ」が45.9%と最も高くなっている。

また，経営主体別にみると，「小売業のみ」では，「個人経営」が78.9%と最も高く，「卸売業のみ」では，「株式会社」が50.0%と最も高くなっている。

④ 経営者の年齢階級別に食肉販売業の施設数の構成割合をみると，「60歳代」が36.2%と最も高くなっている。

次に，食鳥肉販売業の施設数の構成割合をみると，「60歳代」が38.7%と最も高くなっている。

⑤ 今後の経営方針別に全体の施設数の割合をみると，食肉販売業では「接客サービスの充実」が36.4%と最も高く，次いで，「価格の見直し」が35.3%，「専門店化・高級店化」が15.9%となっている。

また，卸売・小売業別にみると，「卸売業のみ」では「価格の見直し」が31.6%と最も高く，「小売業のみ」，「卸売業と小売業の両方」では，ともに「価格の見直し」が30.8%，39.0%と最も高くなっている。

次に，食鳥肉販売業の施設数の割合をみると，「価格の見直し」が32.4%と最も高く，次いで，「接客サービスの充実」が25.2%，「施設・設備の改装、更新」が14.4%となっている。

また，卸売・小売業別にみると，「小売業のみ」では「接客サービスの充実」が34.2%と最も高く，「卸売業のみ」，「卸売業と小売業の両方」では，ともに「価格の見直し」が27.3%，39.2%と最も高くなっている。

3　経営の動向等

① 消費者による食肉の消費量がほぼ成熟点に達している状態と大型店の進出により，食肉販売業における競争は激しくなっている。

② 一方，消費者の関心は価格や利便性はもちろん，食肉そのものの安全性，店内の衛生状態にまで及んでいる。

③ したがって，食肉販売店は商品・人・店全体の「環境・安全対策」，営業時間の延長等「営業政策」，消費者が納得する「価格政策」，商品の値打ちをアピールするための「商品化政策」といった複数の対応策を見直し，店単位にこだわらない地域・団体・業界単位での取り組みを考える時期にきている。

第９　氷雪販売

氷雪販売業の施設数（年次別）

年　次	施設数
昭和45年	7,938
50	6,473
55	6,086
60	5,568
61	5,442
62	5,253
63	5,025
平成元年	4,798
2	4,602
3	4,388
4	4,224
5	4,078
6	3,953
7	3,830
8	3,713
９年度	3,566
10	3,471
11	3,414

年　次	施設数
平成12年度	3,360
13年度	3,223
14年度	3,074
15年度	2,962
16年度	2,838
17年度	2,762
18年度	2,622
19年度	2,507
20年度	2,384
21年度	2,274
22年度*	2,135
23年度	2,089
24年度	2,017
25年度	1,919
26年度	1,810
27年度	1,722
28年度	1,624
29年度	1,581

注：１　平成８年までは各年12月末現在，平成９年度以降は翌年３月末現在の数字である。
　　２　平成22年度は，東日本大震災の影響により，宮城県のうち仙台市以外の市町村，福島県の相双保健福祉事務所管轄内の市町村が含まれていない。
資料：厚生労働省政策統括官付参事官付行政報告統計室「衛生行政報告例」

兼業・専業別にみた施設数（平成24年）

（単位：％）

施設数		100.0
専　業		24.4
兼　業		71.0
事業の内容（重複回答）		
	総数	100.0
	燃料業	36.2
	その他	33.3
	食品販売業	31.9
	飲食業	14.5
	運送業	4.3
	不詳	－

資料：「生活衛生関係営業経営実態調査」

経営上の問題点別にみた施設数（平成24年）

（単位：％）

施設数		100.0
（複数回答）	客数・注文の減少	84.1
	燃料費の上昇	19.6
	燃料費の上昇	18.7
	施設・設備の老朽化	18.7
	客単価の減少	17.8
	後継者難	13.1
	資金調達難	11.2
	材料費の上昇	10.3
	立地条件の悪化	6.5
	水道費の上昇	6.5
	人手不足・求人難	4.7
	他経費の上昇	4.7
	人件費の上昇	2.8
	不詳	2.8
	その他	1.9

1　施設数

平成30年３月末日現在の営業許可施設数は1,581施設で前年度比2.7％の減少となっており，引き続き減少傾向にある。

2　「生活衛生関係営業経営実態調査」（厚生労働省）の結果より

平成24年に107施設を対象に実施した経営実態調査の結果概要は以下のとおりである。

① 経営主体をみると，「個人経営」が66.4％と最も多く，次いで「有限会社」が21.5％，「株式会社」が10.3％となっている。

② 経営者の年齢は「70歳以上」が43.0％で最も高く，「後継者がいる」と回答している事業者は，41.2％となっている。

③ 専業・兼業の別では，兼業が64.5％と最も多く，その事業内容別にみると「燃料業」との兼業が36.2％と最も多く，次いで「その他」の33.3％，「食品販売業」の31.9％となっている。

④ 店舗の形態は，「単独店」が96.3％と最も多く，次いで「本店」の3.7％となっている。

⑤ 従業者の規模は「２人」が32.7％と最も多く，従業者が10人未満の施設が９割以上を占めている。１施設当たり平均従業者数は3.0人でこのうち臨時雇用者は0.7人となっている。臨時雇用者を経営主体別にみると「株式会社」の1.6人が多くなっている。

⑥ 土地面積及び延べ床面積ともに、特出したものはなく、土地面積は「200～500㎡未満」が18.7％と最も多く，延べ床面積は「20～40㎡未満」と「60～80㎡未満」がそれぞれ12.1％と最も多くなっている。氷室面積は「10㎡未満」が65.4％と最も多くなっている。

⑦ 当期純利益の動向の主な原因は「客数の減少」が90.3％と９割以上を占めている。

⑧ 経営上の問題点は，「客数の減少」が84.1％と最も多く，次いで「光熱費の上昇」が19.6％，「燃料費の上昇」と「施設・設備の老朽化」が18.7％となっている。

⑨ 経営者が今後の方針として考えているのは，「廃業」が23.4％と最も多く，次いで「価格の見直し」と「経営の多角化」が12.1％となっている。

3　経営の動向等

① 営業施設数は，一般家庭への電気冷蔵庫の普及や飲食店営業施設等への業務用自動製氷機の導入により，昭和45年は7,938施設であったが，以降減少傾向が続き平成17年度では，半分以下の2,762施設となり，更に平成29年度では1,581施設と引き続き減少傾向が続いている。

② 経営形態は兼業が6割以上であるが，客数（注文）の減少に加えて，光熱費・燃料費の上昇や施設・整備の老朽化等により氷雪販売業を取り巻く現状は厳しいものになっている。

③ 新しい需要の開拓がますます必要になる中，「氷屋純氷」ブランドの確立・普及が進められている。また，近年のかき氷ブームにより，夏場のかき氷用氷の需要が増加しており，2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会での特需が期待されている。